

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況及び効果(令和6年度完了事業)

No	枠	交付対象事業の名称	経済対策との関係	総事業費	うち交付金充当額	事業の概要(計画策定時) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数・単価等) ④事業の対象(交付対象者・対象施設等)	事業 始期	事業 終期	成果目標	検証結果・効果
2	一体支援	臨時特別給付金事業(調整給付金)	I. 物価高から国民生活を 守る	89,330,860	74,860,860	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5、R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 272世帯×100千円、令和6年度非課税世帯 100世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税世帯 89世帯×100千円、子ども加算 170人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 2808人(66710千円)のうちR6計画分 事務費 3810千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(461世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(2808人)	R6.6.19	R6.12.25	対象世帯に対して令和6年7月までに支給を開始する	対象者に対し速やかに支給を開始し、低所得世帯に対する生活の支援を実施することができた。
11	推奨事業	物価高騰対策社会福祉施設等支援事業	II. 物価高の克服	7,638,000	7,600,000	①施設における感染症対策経費や燃料費の高騰による影響を大きく受ける一方、法令に基づく利用料等の制約により、料金に転嫁できない状況にある事業者等に対し、サービス利用者人数等に応じた助成を行う。事業者に対する経済的支援により、地域における医療、介護、障がい福祉及び児童福祉の安定的な提供体制の確保 ②医療機関、介護施設等、障がい福祉サービス施設等、児童福祉施設等(以下「社会福祉施設等」という。)の事業者に対する助成 ③(1) 医療機関 ・無床診療所 114,000円×1か所=114,000円 ・歯科 114,000円×4か所=456,000円 ・薬局 57,000円×5か所=285,000円 ② 介護施設等 ・居宅サービス 57,000円×9か所=513,000円 ・通所サービス 5,700円×68人=387,600円 ・居住系施設サービス 11,400円×394人=4,491,600円 ③ 障がい福祉施設等 ・5,700円×170人=969,000円 ④ 児童福祉施設等 ・5,700円×113人=644,100円 総事業費 7,861千円 うち 交付金充当額 7,800千円 残61千円を一般財源とする ④社会福祉施設等の事業者	R7.1.24	R7.3.25	美瑛町内に所在する全ての社会福祉施設等への金銭的支援	申請を受理した社会福祉施設(約50件)に対し助成を行い、事業者の経済的支援を行うとともに、地域の医療、介護、障がい福祉及び児童福祉の安定的な提供体制を確保することができた。
12	推奨事業	物価高騰対策子育て世帯応援事業	II. 物価高の克服	10,626,922	10,600,000	①燃料価格や食料品価格等の高騰により更なる物価上昇が予想されることを踏まえ、18歳以下の子どもが居る世帯に対し生活費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。 ②18歳以下の子どもが居る世帯主に対し生活費の一部を助成(子どもの人数×10,000ポイントの電子地域通貨を付与) ③〇給付対象(基準日:令和7年1月1日) 町内に住所を有する18歳以下(平成18年4月2日生まれ～令和7年1月1日生まれ)の子ども 見込数:1,094人×10,000ポイント 所要額:10,940,000円 総事業費 10,940千円 うち 交付金充当額 10,900千円 残40千円を一般財源とする ④基準日(令和7年1月1日)において、町内に住所を有する18歳以下(平成18年4月2日生まれ～令和7年1月1日生まれ)の子どもが居る世帯の世帯主	R7.1.24	R7.3.31	対象となる全世帯への経済的支援	18歳以下の子ども(約1,000人)がいる世帯に対し助成を行い、経済的負担の軽減を図ることができた。
13	推奨事業	公衆浴場確保対策補助事業	II. 物価高の克服	250,000	247,000	①公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の趣旨に基づき必要な助成措置を講じる。 ②補助金 250千円 ③燃料高騰前の光熱水費に単価上昇率を乗じて入浴料金統制額の改定額を差し引いて精算 ④公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められている公衆浴場	R7.1.24	R7.2.25	支援を行った事業者の事業継続目標値:支援事業者の廃業数 0	公衆浴場事業者に対し助成を行い、経営における負担軽減を図ることができた。
14	推奨事業	飼料価格高騰対策事業	II. 物価高の克服	7,099,725	7,000,000	①畜産配合飼料の価格高騰により負担が増大している畜産農家に対して、飼養頭数に対する助成を交付し、負担軽減を図ることで畜産農家の経営を支援する。 ②補助金 7,300千円 ③令和5年度実施単価 乳用牛・肉用牛 2,000円 豚 1,000円 鶏 50円 令和6年度実施単価は、1/2とする。 補助対象農家1経営体当たりの上限額は 400千円 ただし、乳用牛・肉用牛の飼養頭数が500頭を超える場合は500千円 ④町内で家畜を飼養する畜産農家	R7.1.24	R7.3.25	令和7年度以降の令和6年度飼養頭数以上の確保	畜産農家に対し飼養頭数に応じた助成を行い、経営における負担軽減を図ることができた。
15	推奨事業	生産費高騰対策事業	II. 物価高の克服	8,155,920	8,000,000	①本町畑作の中心的な作物であり、農業経営の拡大に伴い作付面積が増加している小麦の生産費の中で、美瑛町農協の穀類乾燥調製貯蔵施設(ライスセンター)の利用料が経費の増高により増加したことから、利用料の一部を助成し、今後の小麦生産の振興を支援する。 ②補助金 8,156千円 総事業費 8,156千円 うち 交付金充当額 8,100千円 残56千円を一般財源とする ③1俵当りの経費前年比高騰分 102円 × 30% = 30円 今年度の取扱数量 271,864俵 271,864俵 × 30円 = 8,155,920円 ④今年度のライスセンター取扱の小麦乾燥調製の利用農家	R7.1.24	R7.2.25	令和7年度以降の令和6年度取扱数量以上の数量の確保	町内の小麦乾燥調製施設を利用した農家に対し助成を行い、本町の主要品目である小麦生産の振興を支援することができた。
16	推奨事業	消費活性化事業	II. 物価高の克服	21,353,909	20,000,000	①物価高騰の影響を受けている町民生活の支援と町内経済の活性化を図るため、美瑛町電子地域通貨において、チャージキャンペーンを実施する。 ②(1)補助金(補)20,000千円 電子地域通貨チャージスペシャルポイント分 (2)手数料(物)1,540千円 電子地域通貨クレジットカードチャージ手数料(トラストバンク) (3)手数料(物)384千円 電子地域通貨チャージ手数料(物産公社) (4)チャージ額 100,000千円 プレミアムポイント 100,000千円 × 20% = 20,000千円 手数料(トラストバンク) 100,000千円 × 40%(クレカ割合) × 3.5%(チャージ手数料) = 1,540千円 手数料(物産公社) 100,000千円 × 60%(現金割合) × 64%(現金における物産公社割合) × 1%(チャージ手数料) = 384千円 総事業費 21,924千円 うち 交付金充当額 19,097千円 残2,827千円を一般財源とする ④ 町民	R7.1.24	R7.3.31	チャージ特別プレミアムポイントと発行されたポイントの内、98%が使用されること。	全町民を対象に電子地域通貨のポイントチャージキャンペーンを実施し、100%に近い利用実績が得られ、町内経済の活性化に寄与したといえる。